

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県公安委員会規則の一部改正	令和8年7月1日 交 通 指 導 課
1 改正する規則 鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第15号） (1) 改正の内容 ○本規則第2条第1項中の「納付書」を「納入通知書」に改正する。 ○別記第2号様式弁明通知書（裏）中の「納付書」を「納入通知書」に改正する。 同様式（裏）2(3)の「第1片」を「1片」に改正する。 同様式（裏）2(4)の「鹿児島県公安委員会の掲示板（鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号所在）」を「鹿児島県公安委員会のホームページ及び鹿児島県公安委員会の掲示板又は電子計算機の映像面（鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号所在）」に改正する。 同様式（裏）2(5)の「(4)の掲示板」を「(4)の場所」に改正する。 (2) 改正の理由 ア 鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）に基づく、放置違反金の納付に関する語句の整理及び補正 イ 道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の一部改正が令和8年5月21日施行されたことに伴い、放置違反金にかかる弁明通知及び納付命令の公示送達について、インターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる措置に改め、運用中である。 さらに県民の利便性を図るため、弁明通知書記載の「公示による納付命令の場所」欄にインターネット及びその他の方法で掲示されている旨を追記するもの 2 改正する規則 鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第16号） (1) 改正の内容		

別記第1号様式督促状（表）中の「納付書」を「納入通知書」に改正する。

同様式（表）注2の「同封した」を「今回同封した」に改正し、「上記納付場所の金融機関の窓口で」を削る。

(2) 改正の理由

ア 鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）に基づく、放置違反金の納付に関する語句の整理

イ 鹿児島県の新財務会計システム稼働に伴い、令和8年4月から放置違反金にかかる納入通知書がコンビニ収納、eL-QR収納（スマホ決済、インターネットバンキング、ゆうちょ銀行窓口）に対応した新様式の納入通知書が導入された。

令和7年度調定分（旧財務会計システム発行分）、いわゆる令和7年度中に放置違反金の納付命令が発出された分は旧様式を運用し、並行稼働中であったが、当該年度の出納整理期間を終え、新様式のみで統一されることに伴い、督促状文面の文言を一部修正するもの

3 施行日

決裁後すみやかに